さっぽろ都心みどりのまちづくり助成金交付要綱

平成25年3月29日　みどり環境担当局長決裁
平成27年3月25日　一部改正
平成28年3月25日　一部改正
令和2年3月18日　一部改正
令和3年3月24日　一部改正
令和4年3月31日　一部改正
令和6年3月28日　一部改正
令和7年2月25日　一部改正

（趣旨）

第1条　この要綱は、さっぽろ都心みどりのまちづくり助成金の交付について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条　さっぽろ都心みどりのまちづくり助成金は、札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成13年条例第6号）第37条の規定に基づき、民有地の緑化を行う者に対して費用の一部を助成することにより、企業や市民との協働でみどり豊かな潤いのある札幌都心空間を創出することを目的とする。

（用語の定義）

第3条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）緑　　化　　地面や人工的に造った植栽基盤を、植物で覆うことをいう。

（2）植　　栽　　植物を植えること、また、植えられた草木のことをいう。

（3）植栽基盤　　植物の生育基盤である土壌又は土壌の機能を有する部分をいう。

（4）緑化施設　　植栽とその維持管理のための施設及び園路等の修景施設のうち、この要綱の規定により助成金の交付を申請し、一体的に設置されるものをいう。

（5）空地緑化　　公道に面する敷地内地上部分の緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。

（6）壁面緑化　　建築物の外壁面において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。

（7）屋上緑化　　建築物の、日常的に管理のために立ち入ることが可能な屋上又は屋根において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。

（8）室内緑化　　建築物内部において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植

栽基盤があるものをいう。

（９）可動式植栽基盤　プランターやコンテナ等の容器に土壌等を入れて移動が可能な植栽基盤としたもので、長期間継続して設置するものをいう。

（10）札幌都心　JR 札幌駅北口の一帯、大通東と豊平川が接する付近、中島公園の北側付近、大通公園の西側付近を頂点とする、ほぼひし形の区域の広がりで、それぞれ異なる特性を持ったゾーンにより構成されている区域を指す。

（11）敷　　地　建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第１条第１号に規定する敷地をいう。

（12）建 築 物　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物及び同条第２号に規定する特殊建築物をいう。

（13）建 築 主　建築基準法第２条第 16 号に規定する建築主をいう。

（14）年　　度　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条第１項に規定する会計年度をいう。

（15）全体設計承認事業　第４条に規定する事業であって、複数の年度にわたる事業として、第 15 条の規定による全体設計の承認を受けたものをいう。ただし、２ヵ年を限度とする。

（16）現地調査　現場へ赴く調査のほか、オンライン会議システムの活用等、現場へ赴く調査と同等の状態把握ができる方法による遠隔での調査行為をいう。

（助成事業）

第４条　助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）対象区域

別図１及び別表１に定める札幌都心内にあること又はその外縁に接していること。（別表１、別図１）

（２）対象となる敷地・建築物

ア　建築基準法、都市計画法及びその他関係法令に適合している敷地・建築物であること。

イ　建築基準法に基づき、緑化しても荷重及び安全性が確保される敷地・建築物であること。申請者は、市長が必要と認める場合は、その確認書類を提出するものとする。

ウ　国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずるものが所有する敷地・建築物でないこと。

（３）対象となる緑化

ア　別表２に定める対象規模を満たす緑化手法のいずれかを行うもの又は複数を組み合わせて行うものであること。ただし、複数を組み合わせて行うとき、うち１つの緑化

手法が対象規模を満たす場合には、それ以外の緑化手法が対象規模に満たない場合でも助成の対象とする。

イ　申請する全ての緑化手法において、別表３に示す公開性の基準を満たすものであること。

ウ　法令等により緑化を義務付けられている場合は、その基準を超えた部分の緑化を助成の対象とする。

エ　新たに整備する緑化施設であること。ただし、既存の緑化施設の再整備は対象から除く。

オ　過去にこの要綱による助成を受けた緑化施設でないこと。ただし、全体設計承認事業として事業が複数年度に及んだ場合はこの限りではない。

カ　国、北海道又は札幌市などからの他の助成等を受けていないこと。ただし、この要綱による助成対象部分と他の事業による助成等対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。

キ　国土交通省が実施しているグリーンインフラ活用型都市構築支援事業による補助金（以下「補助金」という。）を活用する場合は、事業費から補助金を除いた金額のうち、第６条に規定する助成対象経費を助成の対象とする。

ク　緑化工法や緑化資材の営業を目的としていないこと。

ケ　積雪寒冷地であることを考慮し、屋外に設置する可動式植栽基盤の植栽等については、冬期間は仮撤去して養生するなど、良好な生育に努めること。

コ　一、二年生の植物については、初年度のみ助成対象とし、同等以上の植物を５年間継続的に維持管理することを条件とする。ただし、収益を目的とした野菜類・果樹類は助成の対象から除く。

（４）植栽の基準

ア　植栽にあたっては、日照条件や地盤、使用植物の選択に配慮し、植物の生育に支障が生じるおそれがあってはならない。

イ　札幌市が定める環境関連計画等に準じた植栽を行うこと。

（５）緑化にあたっては、周辺への安全に配慮した施工方法とすること。また、近隣住民及び関係者に対し、必要に応じ説明を行い、助成事業の内容について十分理解が得られること。

（助成の対象者）

第５条　助成の対象となる者は、助成事業を行おうとする者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずるものを除く法人

（２）助成事業を行う敷地及び建築物の所有者又は建築主

（３）市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していない者
（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者
（５）緑化施設について、植栽が完了した日から５年間継続的に維持管理することが可能であると認められる者
（６）対象となる敷地及び建築物を所有していない場合、又は複数の所有者が存在する場合は、所有者全員の承諾が得られる者

（助成対象経費）

第６条　助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。
（１）植栽、植栽基盤の整備及び灌水施設の整備に要する経費
（２）植栽に付帯する、修景施設の整備に要する経費
（３）当該緑化を行うにあたり、付帯的でかつ必要と判断できるものの撤去に要する経費
（４）第 18 条に規定する表示板の設置に要する経費
（５）前各号に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費等

（交付額）

第７条　助成金の交付額は、前条に定める経費に３分の２を乗じた額以下とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

２　交付上限額は 30,000 千円とする。

３　同一年度内に同一の者が助成金の交付を複数回受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、交付上限額は、30,000 千円から同一年度内に第 12 条第１項の規定により交付を受けた金額（当該交付前にあっては、第９条第１項の規定による助成金交付決定通知による交付予定金額）の合計を控除した額とする。

４　全体設計承認事業にあっては、第２項の規定にかかわらず、当該事業に対する各年度の助成額の合計が 30,000 千円を超えないものとする。

５　市長は、同一の者が過年度に交付を受け、新年度以降に再び交付を受けようとする場合、他の申請状況等により、第１項の規定による助成率又は第２項の規定による交付上限額を引き下げることがある。

（交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業に着工しようとする前に、当該事業を行おうとする日の属する年度の４月１日から１月 31 日までに助成金交付申請書（第１号様式）に、次の各号に掲げる図書を添付し、市長に交付申請しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）
（２）収支予算書（第３号様式）
（３）工事見積書（写）又は設計書
（４）位置図
（５）事業に係る図面
ア　敷地平面図及び建物配置図
イ　緑化場所の位置図、緑化に係る求積図、植栽平面図及び断面図、その他の対象緑化に必要な施設図
（６）現況写真
ただし、申請時に対象となる敷地・建築物が未完成の場合には、実績報告書に添付すること。
（７）納税証明書（最新のもの、指名願用）
（８）商業・法人登記簿謄本
（９）不動産（土地、建築物）の取得又は賃借等を証する書類
（10）　対象となる敷地・建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する書類
（11）法令等により緑化が義務付けられている場合にあっては、対象となる敷地・建築物の緑化が緑化基準関係規定に適合していることを証する書類
（12）申請者の印鑑登録証明書
（13）申請者と敷地・建築物の所有者が異なる場合にあっては、敷地・建築物所有者の承諾書（様式 15）
（14）助成の対象者が複数存在し、かつ交付申請を１者へ委任する場合にあっては、助成事業に係る交付申請と受給に関する委任状（様式 16）及び助成の対象者全員の印鑑登録証明書
（15）助成金の交付から５年以内に緑化施設の所有者が変更となる見込みである場合にあっては、第 19 条に関する事項の記載をした、不動産売却の際の告知書、管理規約、その他これらに類する書類の案
（16）その他市長が必要と認める書類
２　市長は、この要綱に基づく助成金の交付申請額が、当該年度における予算額に達したときは、交付申請の受付を終了するものとする。
３　全体設計承認事業にあっては、毎年度助成金交付申請書を作成し、市長に申請しなければならない。ただし、第 16 条による承認を受けてから、助成金交付申請までの間にその内容に変更が生じない場合は、第１項各号に掲げる添付図書を省略することができる。
（交付決定）
第９条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、

助成金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を助成金交付・不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査等を実施し、有識者の助言を得ることができる。

３　市長は、交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

４　申請者は、第１項の規定による助成金交付決定通知書の交付を受ける前に、助成事業に着工してはならない。

（交付申請の内容変更又は中止）

第 10 条　助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、前条第１項の規定による助成金交付決定通知を受けた後に、第８条第１項の規定による交付申請の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとする場合は、直ちに助成金交付変更等承認申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による交付申請の内容の変更の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、承認の可否について、助成金交付変更等承認・不承認通知書（第６号様式）により助成金交付決定者に通知するものとする。ただし、変更を承認した場合の助成金の交付額は、前条第１項の規定により通知した交付予定額を上限とする。

３　前条第３項の規定は、前項に規定する承認の場合について準用する。

４　市長は、第１項の規定による助成事業の中止の申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、前条第１項の規定による助成金交付決定通知を取り消し、助成金変更等承認・不承認通知書（第６号様式）により助成金交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条　助成金交付決定者は、第９条第１項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、速やかに当該通知に係る助成事業に着工し、当該事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は当該通知を受けた年度の２月末日までのいずれか早い日までに、助成金助成事業実績報告書（第７号様式）に、次の各号に掲げる図書を添付し、市長に報告しなければならない。

（１）収支決算書（第８号様式）

（２）工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）

（３）助成事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）

（４）植栽完了図及び緑化に係る竣工図

（５）完了写真

（６）口座振替申出書（第９号様式）

（７）その他市長が必要と認める書類

２　全体設計承認事業の初年度にあっては、第１項第２号及び第３号を「出来高に応じた支

払い金額が確認できるもの」、同項第４号を「出来形図」とそれぞれ読み替えるものとする。

（交付額の確定）

第 12 条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容及び完了を確認するための現地調査により審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第 10 号様式）により助成金交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、交付額の確定にあたり、必要に応じて有識者の助言を得ることができる。

（助成金の交付）

第 13 条　市長は、前条の規定による助成交付額の通知後、速やかに助成金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第 14 条　市長は、第 11 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを助成金交付決定者に求めることができる。

２　第 11 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（全体設計の承認申請）

第 15 条　申請者は、助成事業が複数年度にわたる場合、初年度の助成金の交付申請までに、全体設計（変更）承認申請書（様式第 11 号）に、第８条第１項に定める図書を添付して市長に申請し、助成対象となる費用の総額及び助成事業の完了予定期日等について承認を得なければならない。なお、当該助成対象となる費用の総額を変更する場合も同様とし、同条第１項に定める図書のうち、必要なものを添付しなければならない。

２　前項の申請にあたっては、次の要件を満たしていなければならない。

（１）前項の申請のとおり助成事業が完了し、第 11 条の規定による完了報告を行うことが確実に見込まれるものであること。

（２）資金計画が助成事業を確実に遂行するため適切なものであること。

３　申請者は、第１項の申請前に、札幌市と事前相談を行い、必要な助言・指示等を受けなければならない。

（全体設計の承認）

第 16 条　市長は、前条の申請があった時は当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は当該申請内容を容認し、全体設計（変更）承認通知書（様式第 12 号）により申請者へ通知しなければならない。

２　市長は、前項の承認をする場合において必要がある時は、当該承認について条件を付すことができる。

（全体設計承認事業の変更）

第 17 条　前条に規定する承認の通知を受けた申請者は、当該承認の後に申請内容を変更しようとする場合、第 10 条第 1 項に規定する申請の前に、全体設計（変更）承認申請書（様式第 11 号）に次に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当初の目的を変更しない範囲でありかつ助成金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りではない。

（１）事業に要する費用の変更がある時は各年度別計画の事業に要する費用の変更見積書の写し

（２）変更の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明記のこと。）

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前条の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

（表示板の設置）

第 18 条　助成金交付決定者は、助成事業完了時までに、さっぽろ都心みどりのまちづくり助成金を活用して助成事業を実施した旨の表示板を緑化施設に設置しなければならない。

（緑化施設の維持管理及び活用）

第 19 条　助成金交付決定者は、植栽が完了した日から５年間は次の各号に定める緑化施設の維持管理と活用を行うものとし、当該事業の対象となった敷地・建築物を所有する者についても同様とする。

（１）緑化施設の樹木等の育成及び管理に努め、これを撤去または放置してはならない。ただし、植え替えはこの限りではない。

（２）緑化施設の活用に努め、まちづくり活動や緑化啓発を積極的に実施するものとする。

（３）緑化施設の所有者が助成後５年以内に変更となる場合は、不動産売却の際の告知書、管理規約、その他これらに類する書類に当該施設の維持管理にかかる事項を記載し、その写しを市長へ提出しなければならない。

（助成事業の状況報告等）

第 20 条　助成金交付決定者は、助成事業の維持管理状況等について市長から報告を求められたときは、速やかに助成金助成事業状況報告書（第 13 号様式）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容の審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、助成事業の成果が第 12 条第 1 項の規定による交付確定の内容に適合するものであるかどうかを調査することができる。

３　市長は、前項の規定による調査を行った結果、第 12 条第 1 項の規定による交付確定の内容に適合しないと認めたときは、適合させるための措置を取るべきことを助成金交付決定者に求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第 21 条　市長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した助成金の全部又は一部について期間を定めて返還させることができる。

（１）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定や交付を受けたとき

（２）この要綱、又は交付決定あるいは確定の内容に違反したとき

（３）助成金を他の用途に使用したとき

（４）助成を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき

（５）前各号のほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき

２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したとき又は助成金の全部又は一部の返還を求めるときは、助成金交付決定取消通知書兼返還請求通知書（第 14 号様式）により助成金交付決定者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第 22 条　助成金交付決定者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、助成事業を完了した日から原則５年を経過した場合は、この限りではない。

（書類の保存）

第 23 条　助成金交付決定者は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、前条に定める期間中は保存しなければならない。

（補則）

第 24 条　この要綱に定めがない事項は、建設局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年３月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別図１（第４条関係）

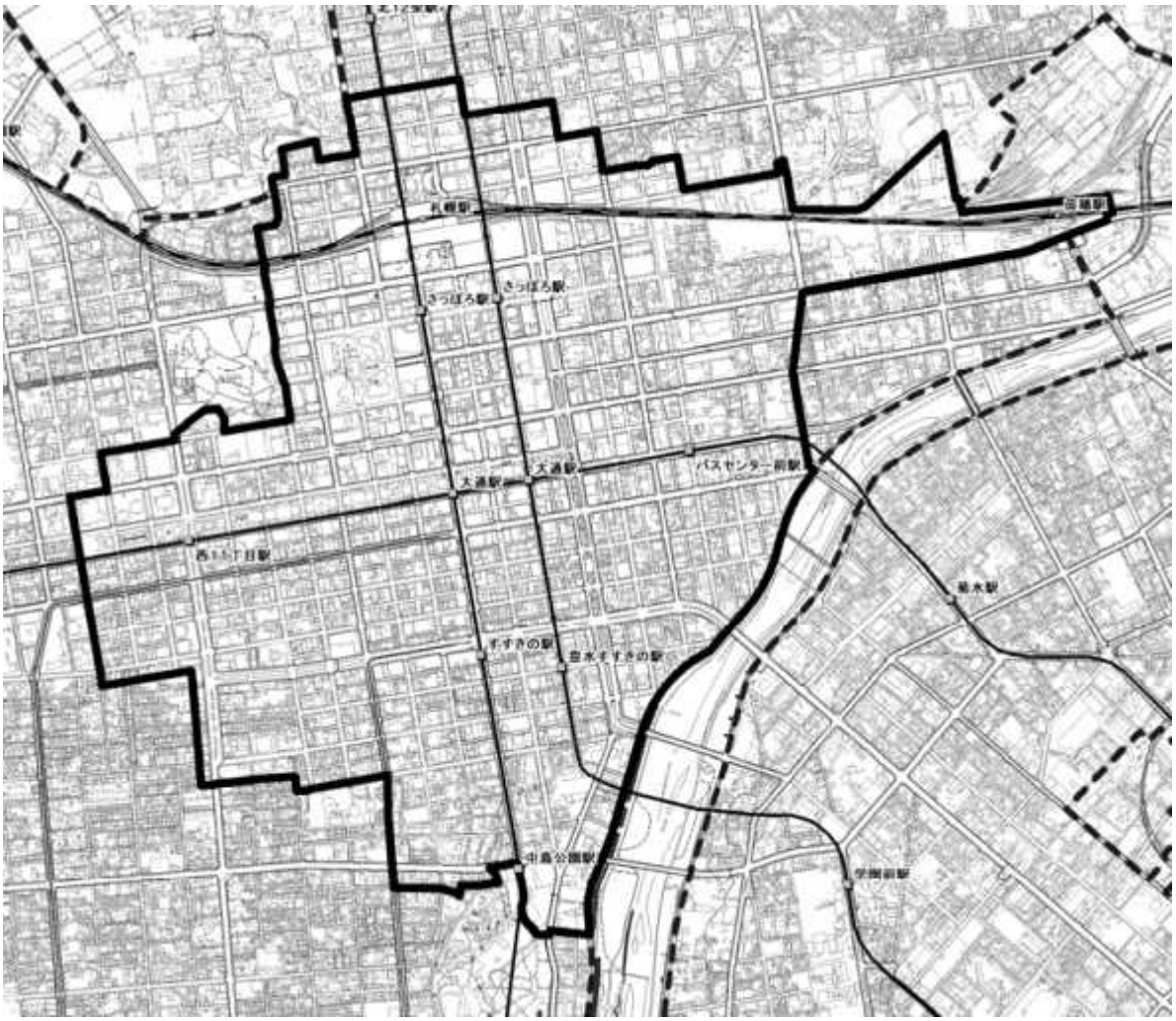

別表１

中央区	• 北１条東１丁目、北１条東２丁目、北１条東３丁目、北１条東４丁目、北１条東５丁目、北１条東６丁目、北１条東７丁目の一部 • 北１条西１丁目、北１条西２丁目、北１条西３丁目、北１条西４丁目、北１条西５丁目、北１条西６丁目、北１条西７丁目、北１条西８丁目、北１条西９丁目、北１条西 10 丁目、北１条西 11 丁目、北１条西 12 丁目、北１条西 13 丁目 • 北２条東１丁目、北２条東２丁目、北２条東３丁目、北２条東４丁目、北２条東５丁目、北２条東６丁目、北２条東７丁目 • 北２条西１丁目、北２条西２丁目、北２条西３丁目、北２条西４丁目、北２条西５丁目、北２条西６丁目、北２条西７丁目、北２条西８丁目、北２条西９丁目、北２条西 10 丁目、北２条西 11 丁目、北２条西 12 丁目 • 北３条東１丁目、北３条東２丁目、北３条東３丁目、北３条東４丁目、北３条東５丁目、北３条東６丁目、北３条東７丁目、北３条東８丁目、北３条東９丁目、北３条東 10 丁目、北３条東 11 丁目、北３条東 12 丁目、北３条東 13 丁目 北３条東 14 丁目 • 北３条西１丁目、北３条西２丁目、北３条西３丁目、北３条西４丁目、北３条西５丁目、北３条西６丁目、北３条西７丁目、北３条西８丁目 • 北４条東１丁目、北４条東２丁目、北４条東３丁目、北４条東４丁目、北４条東５丁目、北４条東６丁目、北４条東７丁目、北４条東８丁目、北４条東９丁目、北４条東 10 丁目、北４条東 11 丁目、北４条東 12 丁目 • 北４条西１丁目、北４条西２丁目、北４条西３丁目、北４条西４丁目、北４条西５丁目、北４条西６丁目、北４条西７丁目、北４条西８丁目 • 北５条東１丁目、北５条東２丁目、北５条東３丁目、北５条東４丁目、北５条東５丁目、北５条東６丁目、北５条東７丁目 • 北５条西１丁目、北５条西２丁目、北５条西３丁目、北５条西４丁目、北５条西５丁目、北５条西６丁目、北５条西７丁目、北５条西８丁目 • 大通東１丁目、大通東２丁目、大通東３丁目、大通東４丁目、大通東５丁目、大通東６丁目 • 大通西１丁目、大通西２丁目、大通西３丁目、大通西４丁目、大通西５丁目、大通西６丁目、大通西７丁目、大通西８丁目、大通西９丁目、大通西 10 丁目、大通西 11 丁目、大通西 12 丁目、大通西 13 丁目 • 南１条東１丁目、南１条東２丁目、南１条東３丁目、南１条東４丁目、南１条東５丁目、南１条東６丁目、南１条東７丁目 • 南１条西１丁目、南１条西２丁目、南１条西３丁目、南１条西４丁目、南１条西５丁目、南１条西６丁目、南１条西７丁目、南１条西８丁目、南１条西９丁目、南１条西 10 丁目、南１条西 11 丁目、南１条西 12 丁目、南１条西 13 丁目 • 南２条東１丁目、南２条東２丁目、南２条東３丁目、南２条東４丁目、南２条東５丁目、南２条東６丁目 • 南２条西１丁目、南２条西２丁目、南２条西３丁目、南２条西４丁目、南２条西５丁目、南２条西６丁目、南２条西７丁目、南２条西８丁目、南２条西９丁目、南２条西 10 丁目、南２条西 11 丁目、南１条西 12 丁目、南１条西 13 丁目 • 南３条東１丁目、南３条東２丁目、南３条東３丁目、南３条東４丁目、南３条東５丁目、南３条東６丁目 • 南３条西１丁目、南３条西２丁目、南３条西３丁目、南３条西４丁目、南３条西５丁目、南３条西６丁目、南３条西７丁目、南３条西８丁目、南３条西９丁目、南３条西 10 丁目、南３条西 11 丁目、南３条西 12 丁目、南３条西 13 丁目 • 南４条東１丁目、南４条東２丁目、南４条東３丁目、南４条東４丁目、南４条東５丁目 • 南４条西１丁目、南４条西２丁目、南４条西３丁目、南４条西４丁目、南４条西５丁目、南４条西６丁目、南４条西７丁目、南４条西８丁目、南４条西９丁目、南４条西 10 丁目、南４条西 11 丁目～西 13 丁目の一部 • 南５条東１丁目、南５条東２丁目、南５条東３丁目、南５条東４丁目、南５条東５丁目 • 南５条西１丁目、南５条西２丁目、南５条西３丁目、南５条西４丁目、南５条西５丁目、南５条西６丁目、南５条西７丁目、南５条西８丁目、南５条西９丁目、南５条西 10 丁目、南５条西 11 丁目の一部 • 南６条東１丁目、南６条東２丁目、南６条東３丁目 • 南６条西１丁目、南６条西２丁目、南６条西３丁目、南６条西４丁目、南６条西５丁目、南６条西６丁目、南６条西７丁目、南６条西８丁目、南６条西９丁目、南６西 10 丁目、南６西 11 丁目の一部 • 南７条東１丁目、南７条東２丁目 • 南７条西１丁目、南７条西２丁目、南７条西３丁目、南７条西４丁目、南７条西５丁目、南７条西６丁目、南７条西７丁目、南７条西８丁目、南７条西９丁目、南７条西 10 丁目、南７条西 11 丁目の一部 • 南８条西２丁目、南８条西３丁目、南８条西４丁目、南８条西５丁目、南８条西６丁目、南８条西７丁目 • 南９条西２丁目、南９条西３丁目、南９条西４丁目、南９条西５丁目、南９条西６丁目、南９条西７丁目 • 南１０条西５丁目、南１０条西６丁目

東区	• 北６条東１丁目、北６条東２丁目、北６条東３丁目、北６条東４丁目 • 北７条東１丁目、北７条東２丁目 • 北８条東１丁目
北区	• 北６条西１丁目、北６条西２丁目、北６条西３丁目、北６条西４丁目、北６条西５丁目、北６条西６丁目、北６条西７丁目、北６条西８丁目 • 北７条西１丁目、北７条西２丁目、北７条西３丁目、北７条西４丁目、北７条西５丁目、北７条西６丁目、北７条西７丁目 • 北８条西１丁目、北８条西２丁目、北８条西３丁目、北８条西４丁目、北８条西５丁目、北８条西６丁目、北８条西７丁目 • 北９条西２丁目、北９条西３丁目、北９条西４丁目

別表２（第４条関係）

緑化手法	対象規模
空地緑化	（１）緑化面積５㎡以上（水平投影面積） 生垣の場合、延長距離５m以上
壁面緑化	緑化面積３㎡以上（垂直投影面積）又は延長５m以上 つる植物の場合、１mあたり３本以上植栽すること
屋上緑化	緑化面積５㎡以上（水平投影面積）
室内緑化	（１）緑化面積３㎡以上（水平投影面積又は垂直投影面積） （２）（１）を実施しがたい場合、1,000㎡未満の敷地において、１階のエントランスやエレベーターホールに可動式植栽基盤を設置するときにかぎり、1.5㎡以上（容量100L 以上のものを助成対象とする）

別表３（第４条関係）

緑化手法	公開性の基準
共　　通	次の全てを満たすこと。 （１）市ホームページにおける申請者名、住所及び緑化施設の写真の公開並びに市ホームページ更新用写真データの提出に同意すること。 （２）緑化施設の状況を、申請者のホームページや発行物等で公開すること。 （３）助成事業に要した経費を公開すること。
空地緑化 壁面緑化	（１）原則として幅員４メートル以上の公道に面し、かつ公道から視認できる場所に植栽されること。 （２）（１）を実施しがたい場合は、緑化施設について、当該敷地・建築物の管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、又は不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること。
屋上緑化	（１）緑化施設について、当該敷地・建築物の管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、又は不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること。
室内緑化	（１）緑化施設について、当該敷地・建築物の管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、又は不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること。 （２）（１）を実施しがたい場合は、原則として幅員４メートル以上の公道や都市計画上の広場から視認でき、かつ屋外との境界から１メートル以内の場所に植栽されるもので、多くの市民がみどりを享受できると判断されること。